



ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」

平成 22 年 2 月 9 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)

代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明

問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス

マ ネ ー ジ ャ ー 本 間 浩 一

改善報告書の提出について

当社は、株式会社大阪証券取引所より、平成 22 年 1 月 26 日付で「有価証券上場規程」第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、別添のとおり提出いたしましたのでご報告いたします。

別添書類 : 改善報告書

以 上

改善報告書

平成 22 年 2 月 9 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 米田 道生 殿

モジュール株式会社
代表取締役 松村 明



この度、「平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ」、および「『平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ』の一部訂正について」の開示について「有価証券上場規定」第 14 条の 2 第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

1. 事象

当社は、平成 22 年 1 月 14 日付で開示した「平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ」において期末配当予想を当初（平成 21 年 7 月 15 日）1 株当たり 416 円と予想していたものを、1,174 円に修正する旨の開示を行ないました。

その後、翌 1 月 15 日に「『平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ』の一部訂正について」において、配当可能な財務状況に達する可能性が低いことを理由に、無配とする旨の訂正を行いました。

2. 経緯

当社は、従前より配当性向 25%を基本方針としており、当期末の税引後当期純利益予測が 64 百万円となったことから、純利益の 25%である約 16 百万円を予想配当額とし 1 株当たり予想配当額を計算いたしました。これに伴い、平成 22 年 1 月 14 日付で「平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を開示致しました。

しかし、開示を行った後、前期（平成 21 年 5 月期）および前々期（平成 20 年 5 月期）の決算訂正の結果、前期末の利益剰余金の額が△316 百万円となり、当期（平成 22 年 5 月期）末において業績予想通りの利益が計上されたとしても、なお配当可能利益の確保ができないことが判明しました。当社といたしましては、当該事実が判明した直後である平成 22 年 1 月 15 日付で「『平成 22 年 5 月期配当予想の修正に関するお知らせ』の一部訂正について」を開示し、前日の開示内容についての訂正を行いました。

また、今回の開示は、以下の要領により行われました。

- (1) 開示までの手続き

本件（過年度決算訂正の開示、当第 2 四半期の決算発表・業績予想の修正も同時に行っております）では、以下の流れで開示が行われました。

- ① IR 担当部門による開示資料の原案作成
- ② 財務担当部門による稟議の起案
- ③ CEO 補佐・法務担当者による稟議内容の確認
- ④ 代表取締役による決裁
- ⑤ 取締役会における承認
- ⑥ IR 担当者による開示作業の実施

当社では、電子ワークフローを採用しており、システムの決裁手順が決められております。開示までの手続きは、社内ルールに従って行われました。

（2）それぞれの役割

- ① IR 担当部門（開示資料原案の作成）は、マネージャーが作業員として資料を作成しました。IR 担当部門では、作業員とチェック者は同一です。
- ② 財務担当部門のマネージャーが稟議を起案しました。その際に添付する開示資料の原案をチェックしています。
- ③ CEO 補佐・法務担当者は、起案された稟議を法務チェックも含めて確認し、代表取締役に上程しました。
- ④ 代表取締役は、上程された稟議を決裁し、取締役会に諮ることといたしました。
- ⑤ 取締役会が開示資料の内容を確認し、開示を行う旨の最終決定を行いました。
- ⑥ IR 担当者により実際の開示作業が行われました。

3. 原因

これら配当予想の訂正に至った原因として、以下のような点が考えられます。

- ① 当該訂正を行った時期においては過年度決算訂正にかかる業務のため、経営陣ほか IR、財務等の各部門に大きな負荷がかかり、配当可能限度額を超える損失を計上するという想定外の事象に対応仕切れなかった。
- ② 当社は創業期を除き、前期において生じたような多額の当期純損失を計上した経験がなく、かつその想定をしておらず、対応する仕組みがなかった。
- ③ 社内の業績予想は損益計算書が主となっており、業績予想、すなわち当期純利益の変動が純資産額の変動を通じて貸借対照表に与える影響についての検討が足りなかった。
- ④ 配当が可能となる条件（具体的には、配当可能限度額の計算）に対する知識・理解不足があった。
- ⑤ IR を主管・担当する取締役がおらず、責任の所在が不明確であった。

4. 問題点

以下は、経営陣および各部門ともに当てはまる問題点と考えられます。

(1) 社内における IR に対する体制に不足があったこと

過年度決算訂正という一時的かつ特殊な事情があったとはいえ、正確を期すべき外部に公表する情報について、適切な対応を行う為の体制として十分ではなかった。

(2) 財務・法務に関する知識・スキルの不足

創業期あるいは前期を除き、利益が計上された年度は必ず配当を出しており、そうした配当金額の計算においては機械的に当期純利益から計算し、配当可能限度額の検討を行う仕組みが十分でなかったことなど、企業財務・法務に関しての知識やスキルが全般的に不足している。

(3) IR 業務に関する相互チェック機能の不足

IR 担当部門の起案者とチェック者が同一であるため、業務の実施・承認といった相互チェック体制が整備されていない。

(4) IR 担当者に対する過度な信頼

IR 業務は上場以降、同一の担当者が継続して業務を行っているため知識・スキルが担当者のみに集中し、他の社員が知識・スキルを共有する仕組みが構築されていなかった。そのため、チェックする側である法務部門や代表取締役、あるいは取締役会にノウハウが不足し、チェックが甘くなっていた。

5. 改善措置

今回の事象は、当社の開示に対する社内の体制不足、財務に関する知識・スキル不足および IR 部門の管理体制の脆弱さに起因する問題であり、改めて投資者への適切かつ適時な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に迅速かつ正確な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の確立に努め、このような事象が再発しないよう、以下のような改善措置を講じて参ります。

(1) 組織・体制の整備

① 開示業務に関する管理体制の強化のための「IR 担当取締役」の設置

現在、取締役会に IR を担当する取締役が不在であり、このことが今回の事象につながった一因と考えられる為、IR を所管する取締役を選任することにより、責任の所在を明確にするとともに、取締役会の機能の向上を図ります。併せて、当該取締役は、情報取扱責任者といたします。また、当該取締役の選任については、株主総会決議事項の為、次回定時株主総会において行うものとします。当該取締役には、開示に関する

る業務の品質を高め、責任を全うするために企業会計に関する業務を経験した人材、たとえば金融機関での勤務や他の企業で財務担当役員を経験した適切な人材を十分に吟味して決定することとします。

② 開示業務の品質向上のための「IR 専任部門の設置」

上記、「IR 担当取締役の設置」に併せ、基本的に他業務を行わない IR 専任部署を設置し、開示の正確性を高めると共に、株主・投資家様へのより開かれた対応等にお応えできる体制をとります。

これは、今回の訂正が発生してしまった原因の一つとして、IR 担当部門が総務など他の業務を兼務しており、他の業務が忙しい場合には IR 関連業務についての時間が制限され、想定外の事象に対応が困難な状況に陥ってしまうためです。また、こうした兼務は責任の所在が不明確になってしまうといった問題や、IR に十分な時間が取れないために、チェックが甘くなってしまうといった問題もありました。

当社といたしましては、まず早急にこれまで総務等の他の管理業務を兼務していた IR 担当者を他の業務を担当させずに IR 専任とし、またその上職として IR 担当マネージャー1 名を新たに設置、合計 2 名にて IR 担当部門として社内に設置する予定であり、4 月の取締役会にて決議し、組織改変（別表 1 参照）を実施する予定であります。IR 担当マネージャーには、金融機関での勤務経験があり、企業財務や法務に精通した人材を充てる予定であります。

また、今後の業務量を見ながら必要であると判断された場合にはさらなる増員を行う可能性があります。

③ 法令遵守機能、及び会計チェック機能を強化した「監査役会の設置」

当社は、定款上監査役を設置しておりますが、これを強化し監査役会を設置します。尚、監査役会には、法令面からのチェック機能を強化する為に法曹関係者等を、会計面からのチェック機能を強化する為に公認会計士等を含む構成を予定し、更に経営から独立した監査役を中心とすることで、取締役会に対する監査役会の監視機能を強化いたします。

上記監査役会の設置は、次回定時株主総会にて実施する予定であります。

(2) 教育強化

① 取締役の IR に対する取組強化

IR 担当取締役が、取締役会において他の役員に対し IR の重要性を周知徹底するとともに積極的に指導・助言することとします。また、当該取締役は業務上の責務として、証券会社や財務コンサルタントなどが主催する外部のセミナーへ参加するなど、財務関連知識およびスキルを最新のものにアップデートすることを義務付け

ます。

上記の当該取締役のスキルアップのためのセミナー参加については、次回定時株主総会にて選任される新役員（IR 担当）を対象とし、選任以降、四半期に一度以上を目安に実施する予定であります。こうした取締役のスキルアップについては、監査役会にその実施状況を報告し、履行されていない場合は監査役より取締役に対する指摘事項とすることとします。

② 各担当部門の教育

各担当部門においては、所管するそれぞれの業務に関連する実務教育（OJT）に加え、来期より半期に一度、開示に纏わる研修を外部の専門家を講師として招いて実施するほか、社内の専任者を講師として社内講習会を行うことなどにより、開示内容の品質向上を図ります。こうした研修の対象者は、IR 部門、総務部門、財務部門に所属する社員を対象とします。なお、必要に応じて IR 担当取締役も参加することとします。こうした各担当部門の研修の実施状況については、IR 担当役員がその実態を調査の上、取締役会および監査役会に報告し、定期的な検証を行うこととします。

上記社内研修に加え、IR 担当者につきましては、本年 4 月より四半期に一度、外部のセミナーに参加することを義務付けます。また、セミナー参加者は、総務や財務等の関係部門に対してセミナー資料を回覧あるいはメールで概要を報告するなどして情報の共有を図るほか、重要性の高いものについては社内勉強会のテーマにするなど、外部での習得事項を社内において、適切にフィードバックし、また業務に生かせるよう実務を通じて指導を行います。

外部のセミナーについては、IR 業務を行っている会社のディスクロージャー関係の研究会や証券会社・監査法人が不定期に実施している会社法や金融商品取引法、あるいは会計基準や開示規則等の改正に関する解説セミナーなどを対象として予定しております。

（3）チェック体制の強化

上記（1）の組織・体制強化により、開示資料の起案とチェックを行う担当者を分離し、常時相互チェックできる体制とします。

4 月の組織改変後に、適時開示などの IR を行う際においては、事前に総務や財務等の各担当マネージャーおよび担当者に対して開示資料を打ち合わせやメールにて閲覧させ、開示内容について相互チェックを行うことで、開示についての不足や誤謬を無くすようにします。これまで 1 名の IR 担当者が IR 文書を作成していた状況でありましたが、IR 担当部門の設置後は、IR 部門内における手続きとしては IR 担当マネージャーと IR 担当者の 2 名体制になるため、担当者が起案後、マネージャーが内容をチェックする体制をとる

こととします。更に、情報取扱責任者が、最終確認を行います。(別紙2参照)

上記(2)の教育強化により、担当者以外にも知識・スキルを共有するとともに、これらのチェック体制の強化をすることで、開示品質の更なる向上を図るものとします。

また、取締役会に諮る必要があるような重要な開示事項については、監査役の同席はもちろんのこと、監査役からの十分なチェックを受けることといたします。

(4) 監査法人との連携

従来は、開示において、監査法人によるチェックは決算短信における財務諸表の数値に対するものに限定しており、今回のような配当予想といった開示事項については、監査法人のチェックを受けておりませんでした。

今後は、監査法人の確認や助言を受ける仕組みとその体制を構築するべく、配当予想等の重要性が高く、財務に関連した開示書類については、財務部門の担当者が開示書類の確認を行った後、監査法人の当社担当会計士に対して開示書類を送付し、事前に内容の確認をしていただく体制をとることとします。

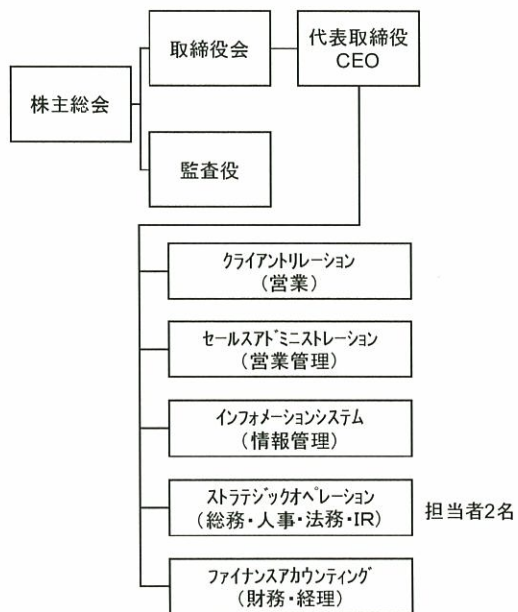
当社は、市場の信頼を傷つけ、このような事態となったことを厳粛かつ真摯に受け止めております。当社と致しましては、信頼回復に向け、コーポレートガバナンスの更なる強化に全役職員が一丸となって尽力していく所存です。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑をお掛け致しましたことを心よりお詫び申し上げます。

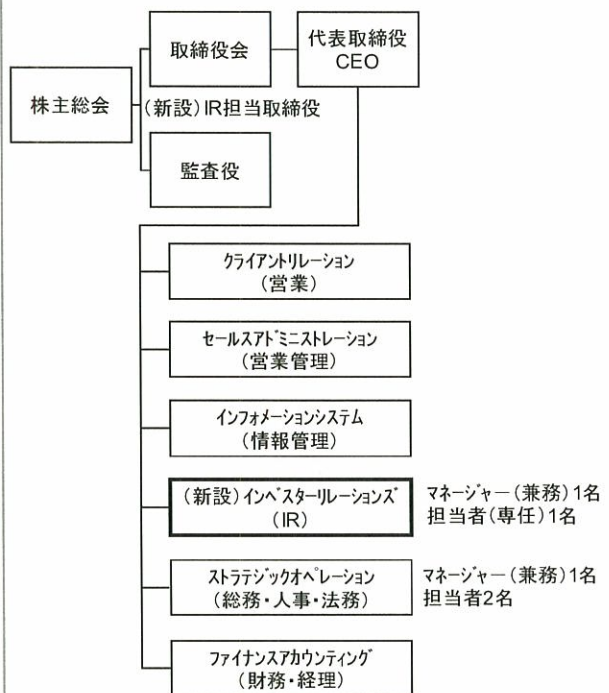
以上

(別紙1)

現組織図

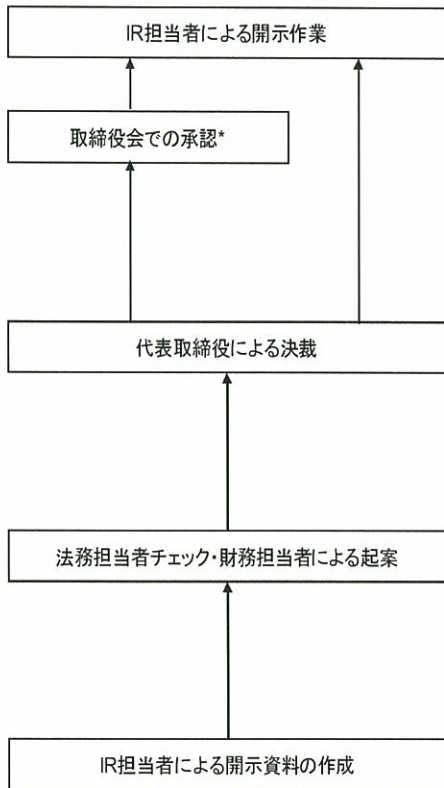


新組織図



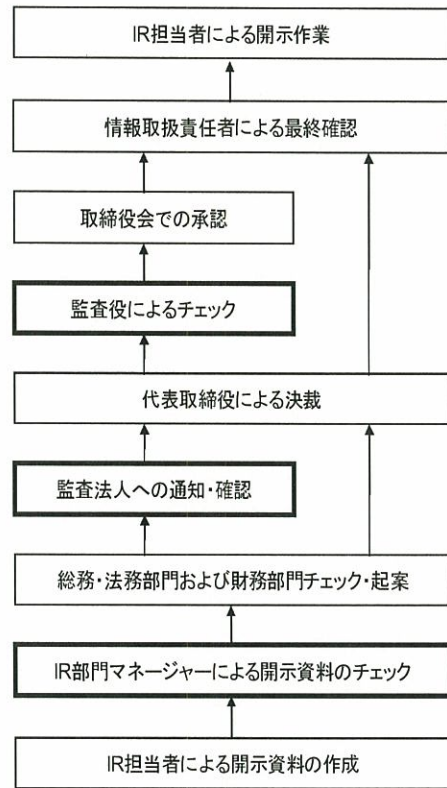
(別紙2)

旧ワークフロー



*重要性が高いものについては、取締役会での承認を要している。

新ワークフロー



*重要性が高いものについては、監査法人への通知・確認、および監査役によるチェック、取締役会での承認を要することとした。